

毎週火、金曜日発行(但休日に当たるときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

鳥取県知事 石破二朗

## 鳥取県条例第二十五号

職員の給与に関する条例の一部を改正する

職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第十六条の四第二項中「百分の六十五」を「百分の七十五」に改める。

### 附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和三十五年六月十五日から適用する。

2 改正後の職員の給与に関する条例により昭和三十五年六月十五日に支給する期末手当の額のうち、改正前の職員の給与に関する条例第十六条の四の規定により算出した額をこえる部分の支給日は、昭和三十五年七月十五日とする。

### 条例

職員の給与に関する条例の一部改正  
職員等の旅費に関する条例等の一部改正  
鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル  
条例の一部改正  
鳥取県工業試験場使用料及び手数料条例の一  
部改正  
鳥取県警察職員定員条例の一部改正  
鳥取県舎建設促進審議会設置条例

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十五年七月十三日

職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例を

ここに公布する。

昭和三十五年七月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 附 則

第二条第一項第五号を第七号とし、第一号から第四号までを順次二号ずつ繰り下げ、第三号の前に第一号及び

第二号として次のように加える。

一 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及び

国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省

令第四十五号）第一条に規定する附属の島の存する

領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。

二 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を

含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行

及び外国における旅行をいう。

第二条第三項本文中「市町村の」を「本邦にあつては市町村の」に、「をいうものとする。」を「をいい、外

国にあつてはこれに準ずる地域をいうものとする。」に

改める。

第三条第二項中「旅行中」を「内国旅行中」に、「当該職員の遺族」を「当該職員の本邦にある遺族」に改め、第三号の次に次の二号を加える。

00897

昭和35年7月13日 水曜日 鳥取県公報(号外)第23号 2

鳥取県条例第二十六号

職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例を

（職員等の旅費に関する条例の一部改正）

第一条 職員等の旅費に関する条例（昭和二十七年十一

月鳥取県条例第四十号）の一部を次のように改正す

る。

目次を次のように改める。

目 次

第一章 総則（第一条—第十四条の二）

第二章 内国旅行の旅費（第十五条—第三十条）

第三章 外国旅行の旅費（第三十一条の二・第三十

条の三）

第四章 雜則（第三十一条—第三十三条）

四 職員が出張のため外国旅行中に退職等となつた場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

五 職員が出張のため外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

第六条第一項中「扶養親族移転料及び日額旅費」を「扶養親族移転料、日額旅費、支度料、旅行雜費、死亡手当及び旅行手当」に改め、同条に次の四項を加える。

6 支度料は、外国への出張について、支給する。

7 旅行雜費は、外国への出張に伴う雜費について支給する。

8 死亡手当は、職員が出張のため外国旅行中に死亡した場合において、支給する。

9 旅行手当は、第三十条の三に規定する場合について、前条の普通旅費及び前三項の特殊旅費に代えて支給する。（証人等の旅費）

第十一条第一項第二号イ中「上級」を「一等」に改め、同号ロ中「下級」を「二等」に改める。

第十五条第一項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号イ中「第一号又は」を削り、同号の次に次の二号を加える。

五 一等級の職務にある者が第二号に規定する線路によ

る旅行において一等特別座席を利用する場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、一等特別座席料金

第二章 内国旅行の旅費

00898  
昭和35年7月13日 水曜日 鳥取県公報(号外)第23号

第二十四条第一項第一号ハただし書中「二人以上随伴するときは、一人」を「三人以上随伴するときは、二人」に改める。

第三十条を次のように改める。

第三十条 削除

第三章を第四章とし、第二章の次に次の二章を加える。

第三章 外国旅行の旅費

(外国旅行の旅費)

第三十条の二 外国旅行（次条に規定する旅行を除く。）

の旅費については、国家公務員の外国旅行の例による。

（旅行手当）

第三十条の三 旅行手当は、外国旅行のうち水産に関する試験調査、取締り及び実習等のため公海上の航海を目的とする旅行について支給し、その額、支給条件及び支給方法は、人事委員会規則で定める。

第三十一条第二項中「出張」を「旅行」に改める。

（特別職の職員の旅費等に関する条例の一部改正）

第二条 特別職の職員の旅費等に関する条例（昭和二十一年十一月鳥取県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（旅費その他の費用弁償）

第二条 特別職の職員が公務のため旅行するときは、次の各号に掲げる旅費を支給する。

一 内国旅行（本邦（本州、北海道、四国、九州及び

国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号）第一条に規定する附属の島の存する

領域をいう。）における旅行をいう。）については、

別表に定める旅費

二 外国旅行（本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。）については、国家公務員の例

による旅費

別表中「一等運賃」を「一等運賃及び一等特別座席料

金」に、「二等運賃」を「一等運賃」に改める。

（職員等の旅費に関する条例等の特例に関する条例の一部改正）

第三条 職員等の旅費に関する条例等の特例に関する条例（昭和三十四年三月鳥取県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「二等」を「一等」に改める。

第二条第二号中「鉄道賃及び船賃を二等以上の運賃又は上級の運賃」を「鉄道賃を一等の運賃」に、「三等の運賃又は下級の運賃」を「二等の運賃」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三 船賃を二等以上の運賃又は上級の運賃で支給される者が県内旅行する場合

三等の運賃又は下級の運賃

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の職員等の旅費に関する条例、特別職の職員の旅費等に関する条例及び職員等の旅費

鳥取県条例第二十七号

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十五年七月十三日

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金二閏スル条例の一部を改正する条例

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金二閏スル条例（大



## 一 県の職員

## (任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

## (会長)

第五条 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第六条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、在任委員の半数以上が出席しなければ会議を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。  
(庶務)

## 第七条 審議会の庶務は、総務部財政課において処理する。

## (委任)

第八条 この条例に定めるもののはか、審議会に關し必要な事項は、知事が定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発行者 県取公報(号外) 第23号  
印刷所 県取公報(号外) 第23号  
〔定価〕一部月額一二〇円(配送料共)

昭和四年四月十五日第三種郵便物登録可

発行日 火、金